

2025 年 10 月 30 日

各 位

会 社 名 フトン巻きのジロー株式会社
(コード番号 9167 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 森下 洋次郎
問合せ先 取締役 梶川 量由
T E L 028-666-4218
U R L <https://futonmaki.jp>

臨時株主総会の開催及び付議事項の決定並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 9 月 25 日付「臨時株主総会招集のための基準日設定及び TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請に関するお知らせ」のとおり、2025 年 10 月 29 日を基準日と定め、臨時株主総会を開催する旨のお知らせをいたしましたが、本日開催の取締役会において、臨時株主総会の開催日時及び付議議案を下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会開催日時及び開催場所

- (1) 開催日時：2025 年 11 月 27 日（木）午後 4 時
- (2) 開催場所：栃木県宇都宮市宿郷 1-13-1 USS クリエイティブステーション宇都宮 会議室

2. 本臨時株主総会付議議案

- 第 1 号議案 上場廃止申請の件
- 第 2 号議案 定款一部変更の件

3. 付議議案の概要

(1) 第 1 号議案 上場廃止申請の件

詳細につきましては、2025 年 9 月 25 日付「臨時株主総会招集のための基準日設定及び TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請に関するお知らせ」を参照ください。

なお、上場廃止申請を行うにあたりましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 130 条により、株主総会の特別決議を経ることとなっているため、本臨時株主総会にて上場廃止申請の件を付議いたします。

(2) 第2号議案 定款一部変更の件

第1号議案「上場廃止申請の件」の承認可決を条件に、2025年12月25日を効力発生として、当会社の機関から取締役会及び監査役を廃止、株式の譲渡制限の設定、株主総会資料の電子提供措置の廃止等にともない所要の変更を行うものであります。また、2026年2月1日を効力発生として株主名簿管理人の規程を削除するものであります。

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更案
第1条～第3条 <条文省略> (公告の方法) 第4条 当会社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によ</u> <u>って電子公告による公告をすることができ</u> <u>ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u> <u>(機関の設置)</u> 第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、 <u>次の機関を置く。</u> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 第2章 株 式 第6条 <条文省略> <新 設> <新 設>	第1条～第3条 <現行どおり> (公告の方法) 第4条 当会社の公告方法は、<u>官報に掲載してす</u> <u>る。</u> <削 除> 第2章 株 式 第6条 <現行どおり> <u>(株式の譲渡制限)</u> 第7条 当会社の株式を譲渡により取得するに <u>は、代表取締役の承認を要する。ただし、代</u> <u>表取締役が譲渡又は取得する場合は、承認</u> <u>したものとみなす。</u> <u>(相続人等に対する株式の売渡請求)</u> 第8条 当会社は、相続その他の一般承継により <u>当会社の株式を取得した者に対し、当該株</u> <u>式を当会社に売り渡すことを請求すること</u> <u>ができる。</u>

現行定款	変更案
<新 設> 第7条～第8条 <条文省略> <u>(自己株式の取得)</u> 第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって自己の株式を取得することができる。 <u>(株主名簿管理人)</u> 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。 <u>(株式取扱規程)</u> 第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、<u>取締役会</u>において定める株式取扱規程による。 第3章 株主総会 第12条～第14条 <条文省略> <u>(電子提供措置等)</u>	<u>(株式の割当を受ける権利等の決定)</u> 第9条 当社の株式を引き受けるものの募集において、株主に株式の割当を受ける権利を与える場合には、その募集事項及び会社法第202条第1項に掲げる事項の決定は、<u>取締役の決定</u>によって行う。 第10条～第11条 <現行どおり> <削 除> <削 除> <u>(株式取扱規程)</u> 第12条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、<u>取締役の決定</u>において定める株式取扱規程による。 第3章 株主総会 第13条～第15条 <現行どおり> <削 除>

現行定款	変更案
第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>	
第 16 条～第 17 条 <条文省略>	第 16 条、第 17 条 <現行どおり>
第 4 章 取締役及び<u>取締役会</u>	第 4 章 取締役及び<u>代表取締役</u>
(員数) 第 18 条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。	(員数) 第 18 条 当社の取締役は、<u>3</u>名以内とする。
(選任方法) 第 19 条 <条文省略> 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる<u>株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. <条文省略>	(選任方法) 第 19 条 <現行どおり> 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる<u>株主の議決権の過半数</u>をもって行う。 3. <現行どおり>
(任期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <条文省略>	(任期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後<u>10</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <現行どおり>
(代表取締役及び<u>役付取締役</u>) 第 21 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> 2. <u>取締役会は、その決議によって取締役会</u>	(代表取締役及び<u>社長</u>) 第 21 条 <u>取締役の互選により代表取締役を選定する。</u> 2. <u>代表取締役は社長とし、取締役1人のと</u>

現行定款	変更案
<u>長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u> <u>(取締役会の招集権者及び議長)</u> <u>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> <u>2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> <u>(取締役会の招集通知)</u> <u>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u> <u>(取締役会の決議の省略)</u> <u>第 24 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u> <u>(取締役会規程)</u> <u>第 25 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u> <u>(報酬等)</u> <u>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、</u>	<u>きは、当該取締役を社長とする。</u> < 削 除 > < 削 除 > < 削 除 > < 削 除 > < 削 除 > < 削 除 >

現行定款	変更案
<u>株主総会の決議によって定める。</u> (取締役の責任免除及び責任限定契約) 第 27 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、<u>取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> 2. <条文省略> <u>第 5 章 監査役</u> <u>(員数)</u> 第 28 条 当社の監査役は、5 名以内とする。 <u>(選任方法)</u> 第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。 <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>(任期)</u> 第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>(報酬等)</u> 第 31 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によ	(取締役の責任免除及び責任限定契約) 第 22 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、<u>取締役の過半数の同意により、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> 2. <現行どおり> <削 除> <削 除> <削 除> <削 除> <削 除> <削 除>

現行定款	変更案
<u>って定める。</u> <u>(監査役の責任免除及び責任限定契約)</u> <u>第 32 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u> 第<u>6</u>章 計 算 (事業年度) 第 <u>33</u> 条 < 条文省略 > (剰余金の配当の基準日) 第 <u>34</u> 条 < 条文省略 > <u>(中間配当)</u> <u>第 35 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 3 0 日を基準日として中間配当をすることができる。</u> (配当金の除斥期間) 第 <u>36</u> 条 < 条文省略 >	< 削 除 > 第<u>5</u>章 計 算 (事業年度) 第 <u>23</u> 条 < 現行どおり > (剰余金の配当の基準日) 第 <u>24</u> 条 < 現行どおり > < 削 除 > (配当金の除斥期間) 第 <u>25</u> 条 < 現行どおり >

現行定款	変更案
<新 設>	(附則) <u>本定款の変更は、2025年11月27日開催予定の臨時株主総会に付議される「上場廃止申請の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、2025年12月25日に効力を生じる。ただし、株主名簿管理人の廃止については、2026年2月1日に効力を生じる。なお、本附則は効力発生後にこれを削除する。</u>

以上